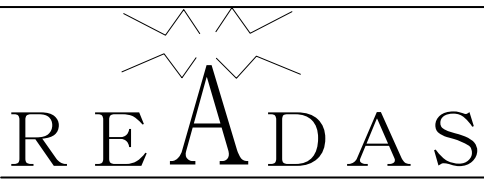


第 4884 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 有料老人ホームの入居一時金の返還請求権

**Q**：有料老人ホームの入居一時金の返還請求権がみなし贈与課税の対象になるとする裁決があったと聞きました。どんな内容だったのですか？

**A**：次のような内容でした。

### 【解説】

#### 『事実関係』

H21.6 被相続人が有料老人ホーム入居契約  
入居金支払者は被相続人  
返還金受取人は被相続人もしくは審査請求人の弟

H21.7 被相続人に相続発生

H21.9 返還金が審査請求人の弟に振込み

審査請求人は、返還金は相続税の課税対象にならないと主張しましたが、審判所は、審査請求人の弟が被相続人の死亡を停止条件として返還金の返還請求権を取得したものと認定、ただし、入居時には死因贈与契約が成立していた事実や遺言の事実も認められないとしたものの入居一時金は被相続人の預金の一部であることから、審査請求人の弟は入居契約によって返還金の返還請求権に相当する金額の経済的利益を享受したというべきであるとしました。そして、そのうえで、経済的利益の価額に相当する金額を被相続人から贈与により取得したものとみなすのが相当とし、結果、審査請求人の弟は、当該相続により他の財産を取得していることから、相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税対象になるとともにみなし贈与課税対象にもなると判断しました。

